

豊明市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書

豊明市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、豊明市内における地域の社会課題の解決及び地域活性化に資するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携及び協力して、それぞれの人的・物的資源等を活かした協創による社会課題の解決等を図り、市民の安全・安心な暮らし及び市民サービスの向上等を推進することを目的とする。

なお、乙においては別記に定める郵便局が本協定を実施する。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で連携して取り組むこととする。

- (1) 介護・医療・見守り、健康づくりなどあらゆる世代への支援に関すること
- (2) 防災・防犯対策等、市民の安全・安心の実現に関すること
- (3) 子育て支援及び未来を担う子どもの育成に関すること
- (4) インフラ保全、環境対策に関すること
- (5) その他、地域の活性化及び市民の便利な暮らしづくりに関すること

（協議）

第3条 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、必要に応じて甲及び乙の担当部署を通じて協議を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携にあたり知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示、漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

（本協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、相手方に対して本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うことができる。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から2023年3月31日までとする。ただ

し、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し、書面による特段の申し出がないときは、本協定の有効期間は1年延長されるものとし、以後この例によるものとする。

2 甲及び乙は、前項の定めにかかわらず、相手方に対して30日前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して変更又は解除を行うものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

2022年12月1日

甲 愛知県豊明市新田町子持松1番地1
豊明市長

小澤 正典

乙 愛知県豊明市阿野町滑1-8
日本郵便株式会社 豊明郵便局
局長

高橋 進

愛知県豊明市前後町大代1626

日本郵便株式会社 豊明前後郵便局
局長

川村 昭弘

別記

郵便局名	所在地
豊明郵便局	愛知県豊明市阿野町滑1-8
豊明前後郵便局	愛知県豊明市前後町大代1626
豊明新栄郵便局	愛知県豊明市新栄町6-239
豊明団地内郵便局	愛知県豊明市二村台3-1-1 豊明団地55棟109号
豊明吉池郵便局	愛知県豊明市新田町門先11-12